

呼気検査をしてアルコールが検知されるとエンジンがかからない  
飲酒運転防止システム『呼気吹き込み式アルコール・インターロック』  
累計出荷 2459 台に

飲酒運転防止のためのアルコール検知器及び、運輸業界向け IT 点呼システム機器を開発・販売する東海電子株式会社（本社：静岡県富士市 代表：杉本 一成）は、この度、運転前に呼気検査を行いアルコールが検知されるとエンジンがかからない飲酒運転防止システム『呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置』（\*）の普及状況（平成 30 年 12 月 25 日時点）をお知らせ致します。

1. 背景

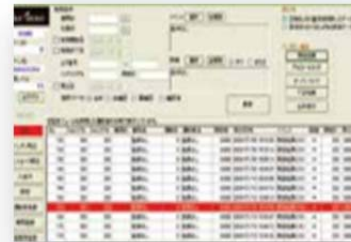
2011 年 5 月 1 日、点呼におけるアルコール検知器の使用の義務化が施行されてから 7 年が経過しました。現在、法令上、トラック、バス、タクシー等 8 万を超える運輸・交通事業者は、必ず、アルコール検知器を設備として事業所に備え、点呼時の酒気帯び確認時に、これを使用しなければなりません（別紙 1）。つまり、路上でハンドルを握っているプロドライバーのうち、誰一人として、アルコール検知器を使用した点呼を受けてないドライバーは、存在しない筈です。

ところが、「プロドライバーによる飲酒運転ゼロ」を目指すべくアルコール検知器義務付けが行われたものの、近年、ゼロに向かうどころか、下げ止まり状態となっています。トラックにいたっては、ここ数年にわたって増加傾向にあります（別紙 2）。

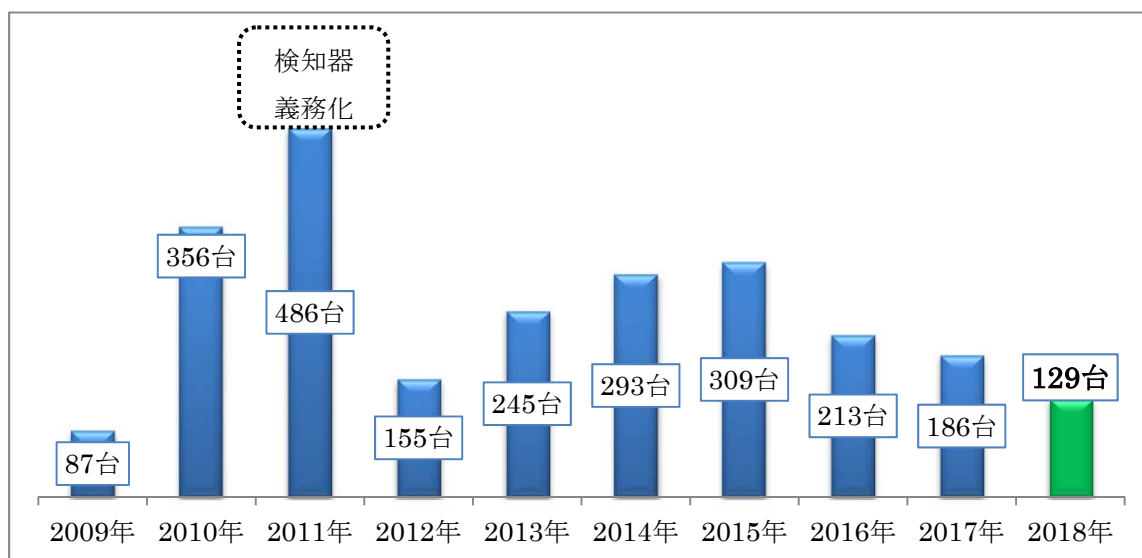
2. 普及状況（呼気吹き込み式アルコール・インターロックの出荷実績）

当社は、2009 年 9 月から、運転前に呼気検査を行いアルコールが検知されるとエンジンがかからない飲酒運転防止システム「呼気吹き込み式アルコール・インターロック」を販売しています。現在、「アルコール検知器」は、多種多様なものがありますが、「運転前に必ず呼気をチェックし記録を残し、検知したらクルマが動かない」、このような強制力のある検知器は、アルコールインターロックだけです（別紙 3）。全日本トラック協会においても、トラック業界での飲酒運転ゼロを目指し、このアルコールインターロック機器を、例年、購入補助の助成金の対象としています（別紙 4）

**【アルコール・インターロック装置 システムイメージ】**

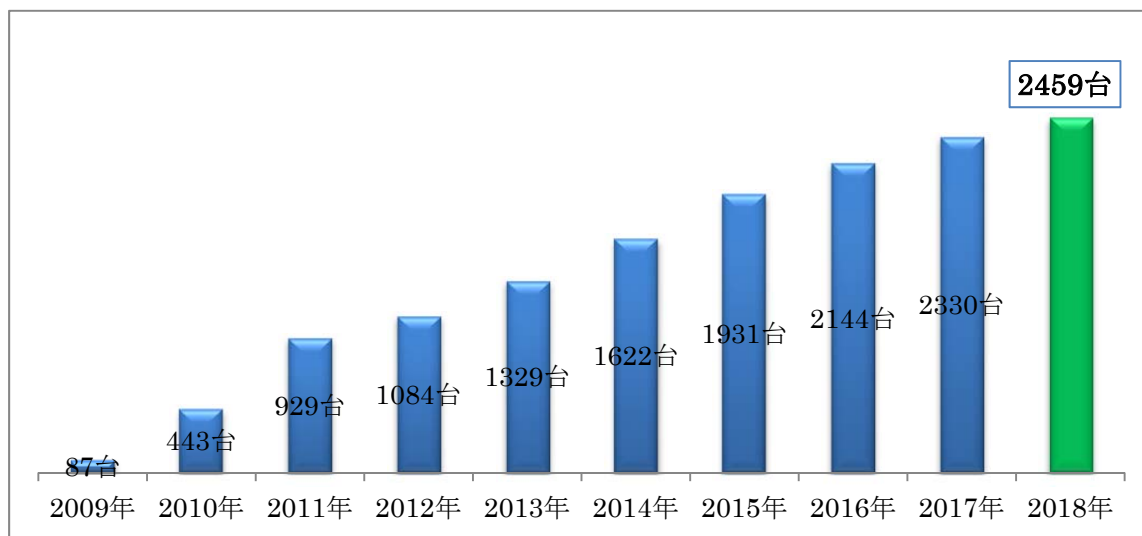


### 【アルコール・インターロック装置 年度ごと実績】



近年は、スマートフォン型が伸び、アルコールインターロックタイプは減少傾向である。

### 【アルコール・インターロック装置 累計】



しかしながら、「スマートフォン型では不十分」と考える事業者も一定数存在し、車載タイプのアルコールインターロックシステムの出荷実績は2000台を超えている。

\*アルコール・インターロックとは

呼気吹き込み式アルコールインターロックとは、『エンジン始動時、ドライバーの呼気中のアルコール濃度を計測し、規定値を超える場合には始動できないようにする装置です』



呼気吹き込み式アルコール・  
インターロック装置

出典：国土交通省 アルコールインターロックの技術指針平成 24 年 4 月 4 日

北米やヨーロッパでは、主に、飲酒運転の違反者（一般ドライバー）に対して、法令で装着を義務づけるやり方が一般的です。一方で日本では、国土交通省が点呼におけるアルコール検知器の使用を義務づけたことから、数ある飲酒運転防止装置（いわゆるアルコール検知器）のうち、抑止力がもっとも高いと思われるアルコールインターロックを自主的に選ぶ企業が一定数いらっしゃいます。その数が、約 2459 台ということになります。当社では引きつづき、飲酒運転根絶を目指すべく、システム開発を行ってゆきます。

---

★★本件に関するお問い合わせ先、資料請求先★★

東海電子株式会社

〒190-0012 東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第 3 ビル 203 号室

e-mail: info@tokai-denshi.co.jp URL : <http://www.tokai-denshi.co.jp>

---

# 貨物自動車運送事業法

## 輸送安全規則 第7条 点呼 4項より

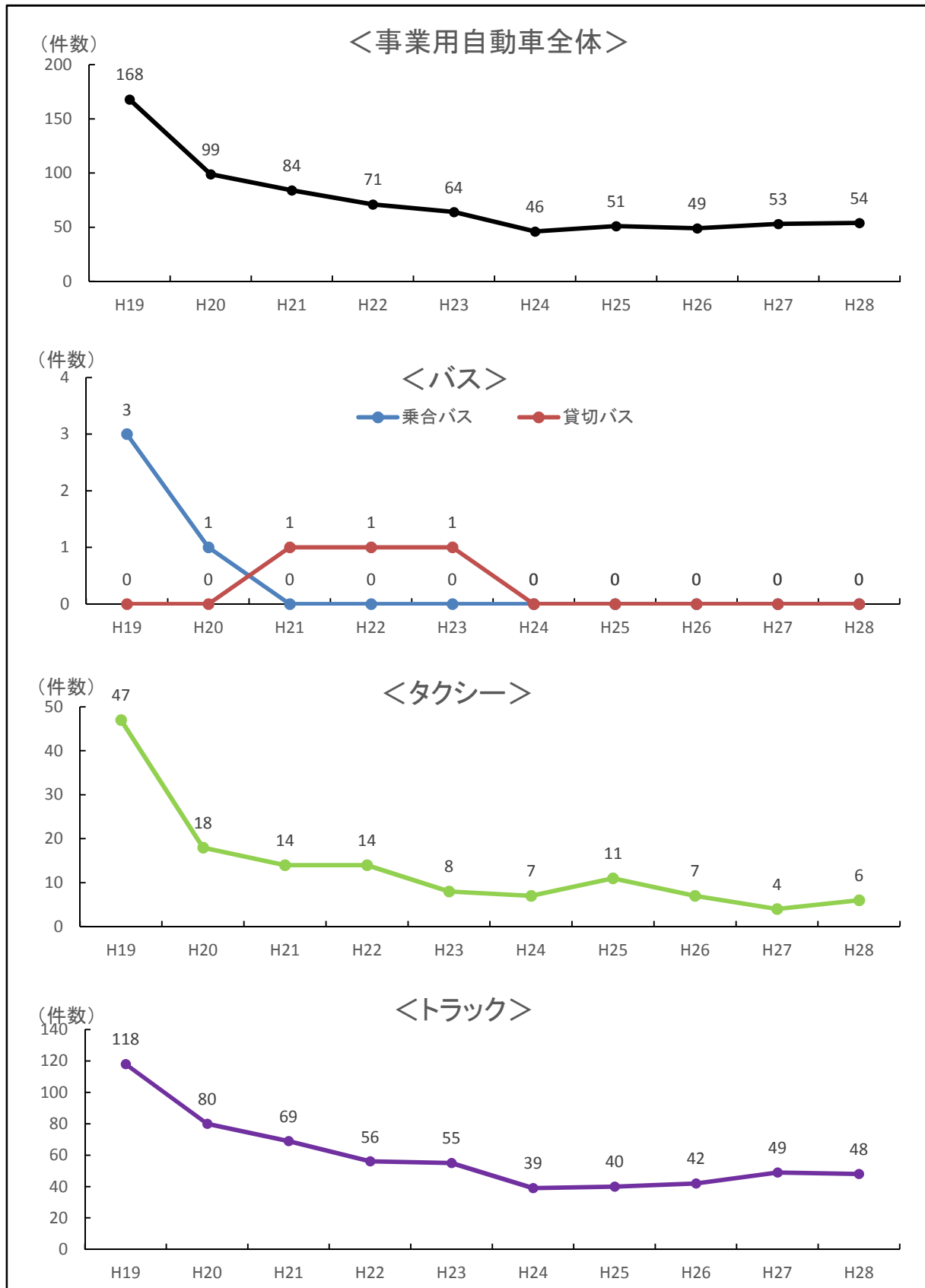
4 貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられた**アルコール検知器**を用いて行わなければならない。

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=402M50000800022\\_20181001\\_430M60000800051&openerCode=1#83](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=402M50000800022_20181001_430M60000800051&openerCode=1#83)

## 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について より

(6) 「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話その他の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は**自動車に設置されているアルコール検知器**を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法を含む）で報告させることにより行うものとする。営業所と車庫が離れている等の場合において、運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器**又は自動車に設置されているアルコール検知器**を使用することによるものとする。

飲酒運転による事業用自動車の交通事故



出典：(公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

# 飲酒運転抑止力 比較表

(アルコール検知器タイプごと)

検知器タイプ	形状	記録保存	クルマを止める機能	飲酒抑止力
簡易型	ハンディ型 小型	無し	×	低
記録型	据え置き型	PC・電子データ	×	普通
記録型	据え置き型	感熱ロール紙	×	普通
スマホ接続型	小型・ 持ち運び型	クラウドサーバー	×	普通
<b>アルコール インターロック</b>	<b>車両装着型</b>	<b>PC・電子データ</b>	<b>○</b>	<b>高</b>

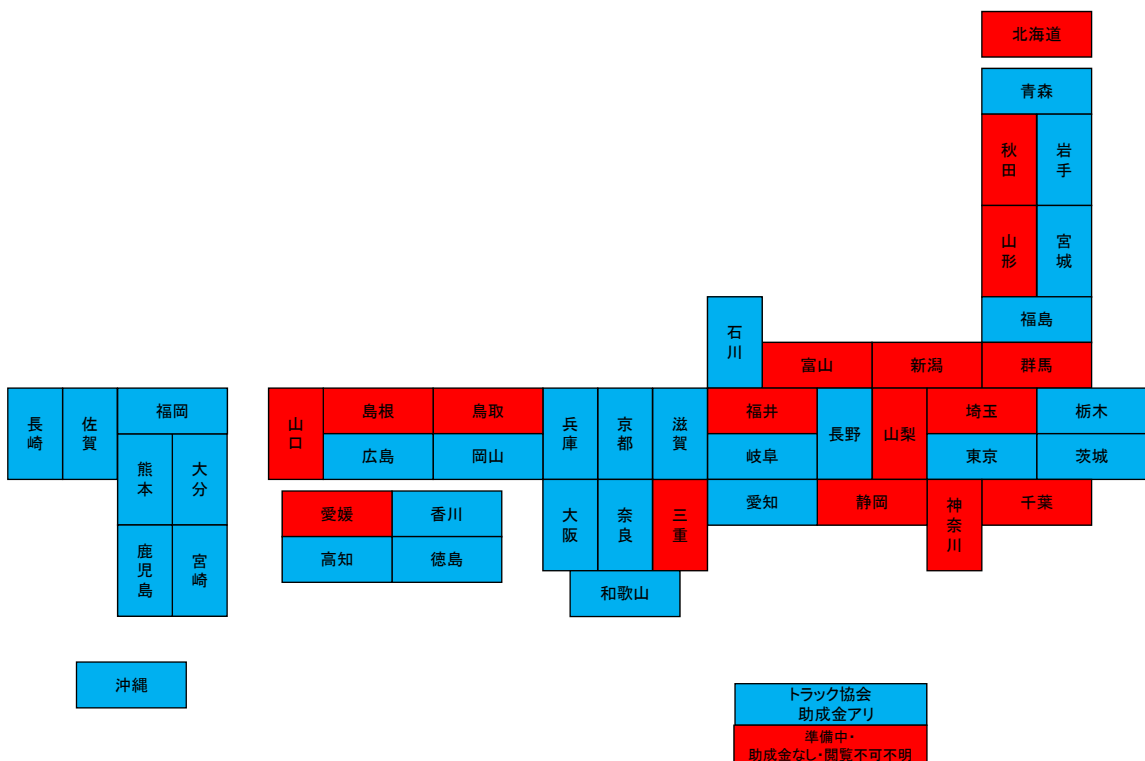
事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、後方視野確認を支援するバックアイカメラ、側方視野確認を支援するサイドビューカメラ、飲酒運転を防止するアルコールインターロック装置およびI T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器など安全に資する装置等の普及を図ります。  
各都道府県トラック協会を通じて下記のとおり助成事業を実施いたしますので、お申し込み等詳細につきましては、所属のトラック協会にお問い合わせください。

助成対象装置	<p>助成対象装置は以下に掲げる装置で、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことなどの条件があります。</p> <p>(1) 後方視野確認支援装置 常時、後方視野が確保できる必要があります。</p> <p>(2) 側方視野確認支援装置 車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象となります。</p> <p>(3) 呼気吹込み式アルコールインターロック 国土交通省の技術指針に適合している必要があります。</p> <p>(4) I T機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 Gマーク認定事業所が導入する場合に限り、助成対象となります。</p> <p>※対象となる機器については、所属のトラック協会ホームページを確認いただくか、各協会にお問い合わせください。</p>
助成額	<p>① 車両1台につき対象装置ごとに2万円</p> <p>② 後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の一体型は、各々の装置が助成対象となり4万円</p>
お問合せ先	<p>申し込み、申請期間等の詳細について： &gt;&gt; 各都道府県トラック協会</p> <p>事業の内容について： (公社)全日本トラック協会 交通・環境部 電話 03-3354-1045</p>

[http://www.jta.or.jp/yushi\\_jyosei/jyosei/anzen18.html](http://www.jta.or.jp/yushi_jyosei/jyosei/anzen18.html)

## 各トラック協会のアルコールインターロック 助成金

平成30年度は、64%の都道府県（30都道府県／47都道府県）で実施



(出所：東海電子調べ、2018年11月30日時点)